

令和 7 年度

防府市人材確保支援事業補助金 募 集 要 領

【募集期間】

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで
必 着

- ※ 予算額に達し次第終了します。
- ※ 申請は 1 事業者につき 1 回限りです。
- ※ 交付申請書受理後、書類審査を行い、交付（不交付）決定通知書を送付します。交付（不交付）決定の通知は、申請書受領後 3 週間程度かかることがあります。

【提出先】

〒747-8501 防府市寿町 7 番 1 号
防府市商工振興課 宛て

【問合せ先】

防府市産業振興部商工振興課	TEL : 0835-25-2147
防府市中小企業サポートセンター （コネクト 2 2）	TEL : 0835-25-2229

防府市

1 事業の趣旨

市内中小企業者等の人材確保と求職者の市内就職を促進するため、人材確保を目的とした効果的な採用活動や企業情報の発信等を行う市内中小企業者等に対し、当該取組に必要な経費の一部を補助します。

2 補助対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象）
※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること
- (2) 市内の事業所を就業場所とする正規従業員（申請者が直接雇用する、週20時間以上の勤務条件で、無期又は6ヵ月以上の有期雇用契約を締結する者）を採用しようとする者
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 中小企業サポートセンター（コネクト22）の支援を受けて事業計画を策定し、事業を実施する者
- (5) 防府市暴力団排除条例に該当しない者
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者
- (7) 同一の内容で国・地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定を受けていない者

* 同一法人・事業者での応募は、「1事業者からの申請」と数えます。

親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。

3 補助対象事業及び補助対象経費

以下に掲げる事業及び経費が対象となります。

	補助対象事業	補助対象経費
①	就職・転職情報サイトや求人情報誌等への掲載、人材紹介サービスを利用する事業	就職・転職情報サイトや求人情報誌等へ掲載する際の費用 人材紹介サービスの利用に係る費用 <u>※掲載内容、掲載期間、補助対象経費等が明確であるものが対象となります。</u>
②	採用に関するホームページやPR動画、パンフレット等の作成を行う事業	採用に関するホームページの新規作成または改修を専門業者に委託する際の費用 採用に関するパンフレットまたは企業PR動画制作を専門業者に委託する際の費用 <u>※ホームページの改修の場合、採用に関するページの改修に係る費用のみが対象となります。</u> <u>※単なる会社案内等の汎用性が高いものは対象となりません。</u> <u>※補助対象期間中に、各媒体で求人活動を行っていることが確認出来ないものは対象となりません。</u>
③	合同企業説明会等に参加する事業	合同企業説明会等への出展費用及び出展時に必要な備品の購入・借上に係る費用 <u>県外で開催される合同企業説明会等への参加に係る交通費及び宿泊費用</u> <u>※交通費及び宿泊費は、防府市旅費支給条例及び防府市旅費支給条例施行規則を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とします。</u>

<留意事項>

- ※ 契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間分のみが補助対象となります。年間費用については、月額に換算したもので計算します。
- ※ 根拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。
- ※ 中小企業サポートセンター（コネクト22）の支援を受けて事業計画を策定し、事業を実施してください。

＜補助対象外経費＞

以下の項目に掲げる経費は補助対象経費になりません。

- 交付決定日より前に支払われた経費
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 中小企業サポートセンター（コネクト22）の支援を受けずに策定した事業計画に基づき実行した事業の経費
- 本事業との関連が認められない経費
- 汎用性が高いと判断されるもの
- 自社内部の取引によるもの
- オークションによる購入
- 通常の仕入費用
- 各種保険料
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 公租公課（消費税含む）
- 払込手数料
- 消費税及び地方消費税
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4 補助対象期間

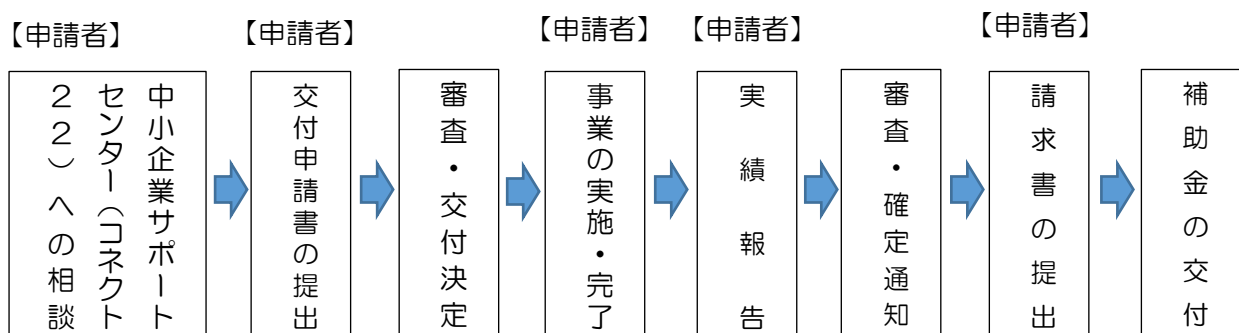
交付決定日から令和8年2月28日(土)まで

※補助対象期間中に契約・発注・支払が完了しない経費は補助できません。

5 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費の総額の2分の1
補助金額	30万円以内の額（千円未満切捨）

6 スケジュール



7 申請手続（提出書類、受付期間、申請方法）

（１）提出書類

- ① 申請時チェックリスト
- ② 交付申請書（第１号様式）
- ③ 事業計画書（別紙１）
- ④ 誓約書（別紙２）
- ⑤ 補助対象事業の概要がわかる書類（パンフレット等）
- ⑥ 当該事業に係る見積書の写し（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるもの）
- ⑦ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

※ 申請の日前３ヵ月以内の日付で発行されたもの

※ 市民課窓口、課税課窓口または各出張所で取得できます。

※ 納税後２週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済の通帳のコピーをお持ちください。

※法人の場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

- ⑧＜法人の場合＞ 直近の確定申告書別表一・別表二の写し
（新規法人の場合は、法人設立届の写し）

＜個人の場合＞ 直近の確定申告書第一表の写し
（創業者の場合は、開業届の写し等）

- ⑨ 直近の決算書の写し

＜法人の場合＞ 直近の税務申告に添付した

- ①貸借対照表 ②損益計算書

※勘定科目内訳書の添付は不要です

＜個人の場合＞ 青色申告の方

- ・青色申告決算書の１ページ目から４ページ目

白色申告の方

- ・収支内訳書の１ページ目から２ページ目

（２）受付期間

令和７年４月１日（火）から令和８年１月３０日（金）まで【必着】

（３）申請方法

郵送により防府市商工振興課へ提出

〒747-8501 防府市寿町７番１号 防府市商工振興課 宛て

※ 「人材確保支援事業補助金」とご記載ください。

8 審査及び結果の通知

審査は随時行います。審査により、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付決定の通知を後日発送します。

※ 申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

※ 交付決定の通知は、補助金額の確定ではありません。実績報告後に改めて審査し、確定通知書により補助金額が確定することになりますので、ご注意ください。

9 実績報告

補助事業完了後20日以内に下記の書類を提出してください。

- ① 完了報告書
- ② 実績報告書（別紙）
- ③ 請求書、領収書等の写し（経費の内訳及び支払がわかるもの）
- ④ 写真等（事業の取組実績がわかるもの）

※ 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

※ 領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※「人材確保支援事業補助金」とご記載ください。

10 補助金の支払い

「防府市人材確保支援事業補助金確定通知書」が届きましたら、「防府市人材確保支援事業補助金請求書（第3号様式）」を提出してください。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

11 注意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 補助金の交付にあたり、市が別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。
- (5) 本事業における関係書類は事業終了後 5 年間保存してください。
- (6) 交付決定後に、事業を変更又は廃止する場合は、事前に申請書を提出してください。

【問合せ先】

防府市産業振興部商工振興課

TEL：0835-25-2147

防府市中小企業サポートセンター

TEL：0835-25-2229

(コネクト22)